高齢者・障害者虐待防止 マニュアル

平成29年 9月 1日 伊那市

《 目 次 》

はじめに	2
1 虐待について	3
(1) 虐待から守るべき対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 虐待の定義	5
(3) 虐待の種類	7
2 伊那市の取組	9
(1) 伊那市地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2) 伊那市障害者虐待防止センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(3) 伊那市消費生活センター	1 0
(4) 伊那市権利擁護ネットワーク	1 1
(5) 伊那市権利擁護情報共有シート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
3 関係機関の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
4 虐待の発見から支援	2 6
(1) 相談・通報の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
(2) 虐待が疑われる場合のサイン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
(3) サインに気づいたら ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(4) 相談・通報を受けての対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(5) 養護者への支援	28
(6) セルフネグレクト	2 9
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0

※用語の表記について

このマニュアルでは、「伊那市障害者計画」の表記にならい、「障害」と統一して表記することとした。

「児童」については、児童福祉法において定義する満18歳未満に満たない者をいう。

はじめに

平成18年4月1日に「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)」が施行されました。伊那市では、伊那市地域包括支援センターが窓口になり、相談、対応をしてきました。対応を通して、虐待の防止には早期発見、適切な対応が必要ですが、問題を解決するためには、地域包括支援センターだけでは難しく、関係機関との連携の必要性を感じるようになりました。そのため、同年12月に「伊那市高齢者権利擁護ネットワーク」を構築しました。平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)の施行に伴い、障害者も対象とした「伊那市権利擁護ネットワーク」を構築し、関係機関による連絡会を定期的に開催してきましたが、高齢者や障害者への虐待に関する相談件数は年々増加し、複合的な事案も増えていることから、関係機関のさらなる連携の充実、強化及び情報共有を図るため、平成28年度からは、「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会」を設置しました。

市と関係機関との連携のために、児童、高齢者、障害者で活用できる「伊那市権利擁護情報共有シート」の作成を進め、完成の運びになりました。ネットワークの立上げから10年経過し、各関係機関でも担当者が代わっても、虐待の対応、伊那市権利擁護ネットワークについて理解できるものを作成するために可視化し、この度「伊那市高齢者・障害者虐待マニュアル」を作成しました。虐待について知っていただくとともに関係機関での役割についても載せてあります。

また、本マニュアルは、関係機関担当者向けだけではなく、市民にも理解していただくことができるように作成してあります。伊那市の高齢者虐待、障害者虐待の防止、早期発見、関係機関との連携、適切な対応等の権利擁護の取組を知っていただくとともに、誰もが安心して生活ができる社会の実現に向けて御理解、御協力をいただくようお願い申し上げます。

* 伊那市では、児童については伊那市子ども相談室にて平成26年度に「伊那市児童虐待防止マニュアル」を作成しています。児童虐待については「伊那市児童虐待防止マニュアル」を参照してください。

1 虐待について

この章では、虐待の定義や種類等について説明します。

(1) 虐待から守るべき対象者

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法で定義されている範囲は、以下のとおりです。

• 高齢者

「65歳以上の者」(高齢者虐待防止法第2条第1項) 法では、「65歳以上の者」と定義されていますが、65歳未満の者に対する虐待 についても、高齢者に準じて対応をします。

• 障害者

「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者」(障害者虐待防止法第2条第1項) 障害者基本法第2条第1号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発 達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁に より継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ ています。

対象となる障害者は、障害者手帳の所持だけで判断されるわけではありません。 この法律でいう障害者には、18歳未満の人も含まれます。

「表1 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲」を参照。

表1 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法的・年齢別整理

所在	在宅		福祉施設・事業							
場所	(養護者	障害者総	合支援法	介護保険		児童福祉法			病院	
	保護者)			法等					保育園	
		障害福祉	相談支援	高齢者施	障害児	障害児	障害児			
		サービス	事業所	設等	通所支	入所施	相談支			
年齢 \		事業所			援事業	設等	援事業			
					所	※ 3	所			
18歳	児童虐待	障害者虐	障害者虐		障害者	児童福	障害者	障害者	障害者	
未満	防止法	待防止法	待防止法		虐待防	祉法	虐待防	虐待防	虐待防	
					止法		止法	止法	止法	
					(省令)		(省令)			
	•被虐待者	•適切な権	•適切な権		・適切な	・適切な	・適切な	• 適切な	•間接的	
	支援	限行使(都	限行使(都		権限行	権限行	権限行	権限行	防止措	
	(都道府	道府県・市	道府県•市		使(都道	使 (都道	使(都道	使(都道	置(施設	
	県)	町村)	町村)		府県・市	府県)	府県・市	府県労働	長•管理	
	※ 1				町村)	※ 4	町村)	局)	者)	
18歳	障害者虐				(20 歳ま	(20歳ま				
以上	待防止法				で)※2	で)				
6 5歳	•被虐待者			【特定疾						
未満	支援			病 40 歳以						
	(市町村)			上】						
6 5歳	障害者虐			高齢者虐						
以上	待防止法			待防止法						
	高齢者虐			・適切な権						
	待防止法			限行使						
	•被虐待者			(都道府						
	支援			県・市町						
	(市町村)			村)						

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、 配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみ
- ※3 小規模住宅型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

(厚生労働省 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」7ページを引用)

(2) 虐待の定義

虐待は、「他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」です。高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2つに、障害者虐待防止法では、障害者虐待を「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」の3つに分けています。

• 養護者

養護者とは、高齢者や障害者の日常生活において何らかの世話をする人です。 具体的には、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理をする、生活に必要な更衣を管理、提供するなどです。

• 施設従事者等

施設等での虐待は、高齢者の場合の養介護施設従事者等とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者と定義されています。

障害者の場合の障害者福祉施設従事者等とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」、又は「障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者と定義されています。

これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者も含まれています。

※「表2 高齢者虐待における養介護施設従事者等」の定義参照

※「表3 障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等」の定義参照

表2 高齢者虐待における養介護施設従事者等

老人福祉法によ	養介護施設 • 老人福祉施設	養介護事業 ・老人居宅生活支援事	養介護施設従事 者等
る規定	・有料老人ホーム	業	
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス 事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事 業 ・地域密着型介護予防 サービス事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」 又は「養介護事 業」の業務に従 事する者

(高齢者虐待防止法第2条5第項)

表3 障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等

法律上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設・のぞみの園	
•	・障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
障害福祉サービス事業等	 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 ・障害児相談支援事業 ・障害児通所支援事業 	児童発達支援、医療型児童発達 支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援

(障害者虐待防止法第2条第4項)

• 使用者

障害者の場合には、使用者による虐待が定義されていることが特徴的です。使用者とは「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する 事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。例えば、工場長、 労務管理者、人事担当者等のことです。

(3) 虐待の種類

虐待は、以下の5つに分類されています。

ア身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与えること、又は外部と接触させな いようにすること

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。やけど、打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。
- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。
- ・不適切な介護によって、あざ、けがをする。
- ・施設等において、「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束、 抑制、など。

イ 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、生活環境や、 高齢者・障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具 が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって 続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活 させる。
- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているに もかかわらず、無視をする。
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設などから連れ帰る。
- ・施設等においては、必要な用具(ナースコール、めがね、義歯、補聴器等) の使用を限定し、要望や行動を制限させる。

ウ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神 的苦痛を与えること

【具体的な例】

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ・排泄の失敗をあざけり、笑う。
- ・意図的に無視したり、仲間外れにする、など。

エ 性的虐待

本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強 要

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下 着のままで放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をさせる。
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
- ・キス、性器への接触、性行為を強要する。
- ・わいせつ な映像や写真を見せる、など。

才 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。
- ・施設等においては、事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する、立場を 利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる、など。

(参考:「養護者による高齢者虐待対応の手引き」、「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」中央法規、「市町村・当道府県における障害者虐待の防止と対応」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成)

2 伊那市の取組

この章では、伊那市の権利擁護の機関、取組について紹介します。

(1) 伊那市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。高齢者やその御家族等から、 介護に関する悩み、健康や医療、福祉などさまざまな相談を受け付けて、専門職(主任 ケアマネジャー、保健師、社会福祉士)が互いに協力しながら「チーム」として総合的 に高齢者を支える支援をしています。

伊那市では、市役所高齢者福祉課内、美篶きらめき館内(みすず支援センター)、西箕輪ぬくもり館内(西みのわ支援センター)、春近郷ふれ愛館内(はるとみ支援センター)、高遠町支所市民福祉課内(高遠町包括支援センター)、長谷総合支所市民福祉課内(長谷包括支援センター)に設置されています。

具体的な業務は、次のとおりです。

• 介護予防事業

「できるだけ介護が必要にならないようにする」ことを目的にした介護予防の取組を 行っています。

・介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方等の介護予防サービス・支援計画書を作成し、一定期間 後に効果を評価します。

・地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるように、介護、医療、生活支援、 介護予防を充実させていくために取り組んでいきます。

- ・在宅医療、介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援サービスの充実、強化
- 権利擁護業務

悪質商法や振り込め詐欺等による被害の防止、成年後見制度の紹介、活用、高齢者虐待の対応。介護保険施設等との連携や虐待時の対応についての確認をするための伊那市高齢者施設権利擁護ネットワーク連絡会を開催します。

(2) 伊那市障害者虐待防止センター

伊那市障害者虐待防止センター = 障害者虐待通報窓口

「市町村は、障害者の福祉に関する事務を掌握する部署において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにする(障害者虐待防止法第32条)」とされており、伊那市障害者虐待防止センターは、伊那市役所社会福祉課障害福祉係に設置されています。

具体的な業務は、次のとおりです。

・養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の

受理

- ・養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護の ための相談、指導及び助言
- ・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、その他啓発活動

(3) 伊那市消費生活センター

伊那市では、平成23年4月生活環境課に伊那市消費生活センターを設置し、市民からの消費者トラブル、消費者被害、悪質商法等の相談に応じ、問題解ための助言や各種情報提供、斡旋解決等を行っています。また、各関係機関と連携し、消費者被害や悪質商法等の周知、啓発を行い、被害の防止に努めています。

(4) 伊那市権利擁護ネットワーク

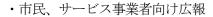
伊那市では、高齢者、障害者が「このまちで、その人らしく暮らすことが出来る」 ことをめざし、権利侵害がおこらない、また発生した時に、早期発見、通報、対応の体 制ができている状態になるよう取組んでいます。

ア ネットワークの概要

- ・各相談機関同士の有機的な連携と、ネットワーク構築(図1を参照)
- ・権利侵害への対応
- (ア) 虐待 虐待の早期発見・通報・対応ができる体制づくり
- (イ) 成年後見制度 ・制度の説明、手続き等の相談
 - ・身寄りのない方、虐待を受けている方への市長申立
 - ・後見人受任に関して、関係機関への依頼や連携
- (ウ) 消費者被害 啓発による住民意識の向上、各相談機関同士の連携

イ 具体的な取り組み

(ア) 広報・意識啓発による権利侵害発生予防





- ・関係機関による、広報、啓発、見守りネットワーク(図2 -1を参照)の構築
- ・相談機関での権利侵害事例や最新の被害状況の共有化
- ・伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会、必要に応じてワーキングチームの開催

(イ) 早期発見・早期通報体制

権利擁護相談窓口のPR



- ・高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法による通報義務の周知
- ・医療機関で虐待を発見した場合、通報を行うための情報共 有シートの作成

(ウ) 早期対応

- ・高齢者、障害者虐待対応ケア会議の招集、方針の決定
- ・情報収集、実態把握を行い、虐待の事実確認と被虐待者の 安否確認
- ・専門機関支援ネットワーク(図2-2を参照)を構築し、 専門的なアドバイスをいただく。
- ・保健福祉医療ネットワーク(図2-3を参照)を構築し、 連携を図り、措置等を検討する。
- 専門機関への紹介と制度の活用

図1 伊那市権利擁護ネットワーク概念図

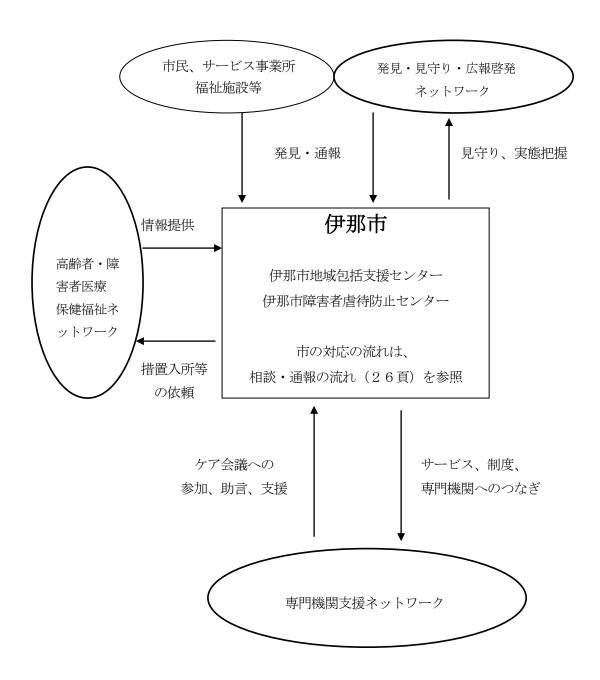
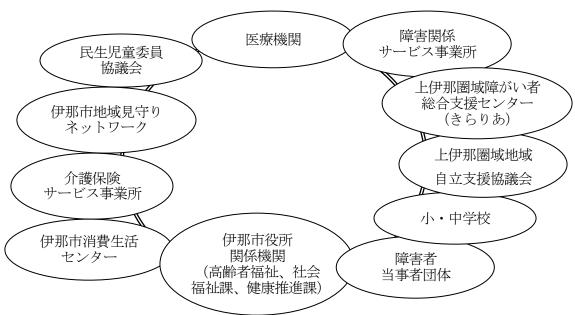


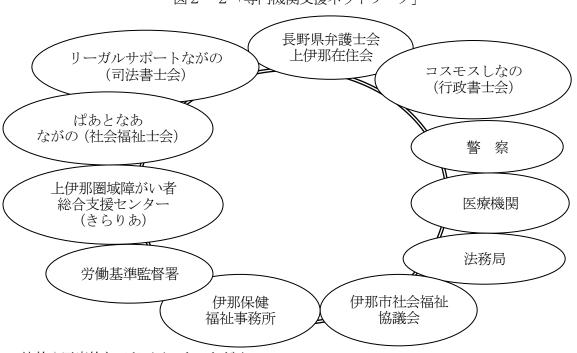
図2 伊那市権利擁護ネットワーク(各ネットワークと役割)

図2-1「発見・見守り・広報啓発ネットワーク」



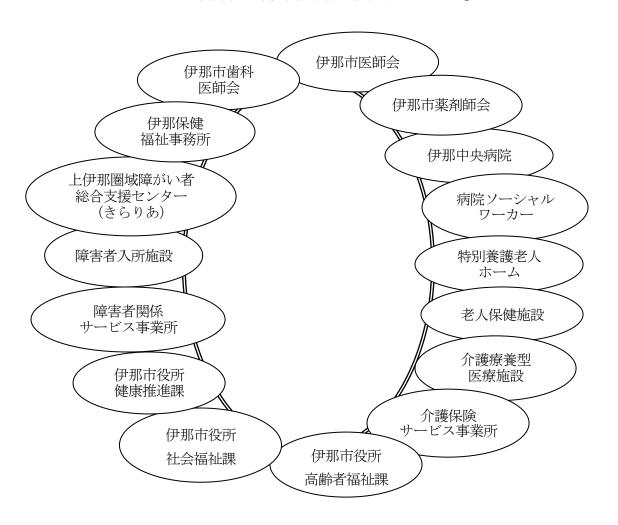
- ・虐待や問題のあるケースを発見した場合に通報をする
- ・地域での見守りが必要な場合に様子をみていただく
- ・虐待、成年後見制度、消費者被害の周知

図2-2「専門機関支援ネットワーク」



- ・法的や医療的なアドバイスをいただく
- ・障害者の使用者による虐待の対応
- ・成年後見制度の申立ての支援
- ・市長申立の後見人候補者の依頼

図2-3「高齢者・障害者医療保健福祉ネットワーク」



- ・やむを得ない場合の措置等の依頼
- ・虐待ケースについて、医療や介護等の情報提供、協力の依頼

(5) 伊那市権利擁護情報共有シート

迅速な情報提供により被虐待者の権利が守られること、ネットワークのさらなる強化、連携のため、そして、在宅医療・介護連携の推進のため、児童、高齢者、障害者分野で使用できる伊那市権利擁護情報共有シートを作成しました。

情報共有シートは、大きく分けて2パターンです。1つは、医療機関(医師会、歯科 医師会、薬剤師会)から虐待が疑われる場合に情報をいただく通報シート、もう1つ は、伊那市から医療機関、法律関係者に調査の対応の協力を依頼する際に情報を共有 する提供シートです。

通報シートは、医療機関で虐待の疑いを発見した場合、本人の状況を記入してもらい市の虐待担当部署へ相談を行います。(様式1:マニュアル18頁) 実際に医療機関で使用していく通報シートの裏面には、虐待が疑われる場合のサイン(マニュアル27頁)を掲載し、緊急度が最重度、重度~中等度に該当する場合、複数該当する場合は、担当者へ相談をするようにしていきます。

提供シートは、3種類あります。1つ目は、医療機関より相談があったケースについて、市の虐待担当者より経過の報告をし、今後の対応協力を行います。(様式2:マニュアル19頁)2つ目は、医療機関以外から相談があったケースについて、市の虐待担当者より医療機関へ協力を求めるもの(様式3:マニュアル20頁)、そして3つ目は法律関係者に協力を求めるもの(様式4:マニュアル21頁)になります。

シートの受け渡しは、原則手渡しで行うことによって、個人情報は厳重に取り扱います。医療機関から通報、相談は、本人の生命・身体の保護を行う目的であるため、個人情報保護法の例外規定に該当します。

平成29年度に、まず医療機関から権利擁護情報共有シートの運用を始めていきます。

「表4 伊那市権利擁護情報共有シート利用の流れ」参照

表4 伊那市権利擁護情報共有シート利用の流れ

〈医療機関で虐待と疑われる事例を発見した場合〉

2

医療機関

【様式1】

虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、【様式1】を 記入する。

医療機関より電話で、市の虐 待担当部署に連絡をし、市の 虐待担当者が取りに行く。

【様式2】

【様式1】で相談が あったケースについて、 市の虐待担当者より経 過を報告し、今後の対 応協力を行う。

伊那市の虐待担当部署

平日:午前8時30分から午後5時15分

1

- ・児童の場合 子ども相談室 電話 72-0999
- ・高齢者の場合 伊那市地域包括支援センター(高齢者福祉課内)電 話 96-8103
- ・障害者の場合 伊那市障害者虐待防止センター (社会福祉課内)電 話 96-8122

土日・祝日・夜間: 伊那市役所(宿・日直)

電 話 78-4111

※相談先が分からない場合は、伊那市地域包括支援センターにご連絡ください。 担当者につなぎます。

〈伊那市から医療関係、法律関係者に対応の協力を依頼する場合〉 通報等 【様式4】 市の虐待担当者か 1 1 ら依頼があった 【様式4】に回答 を記入。対応者か 伊那市の虐待担当部署 ら発信元に連絡を し、市の虐待担当 者が取りに行く。 ・児童の場合 子ども相談室 ・高齢者の場合 伊那市地域包括支援センター ・障害者の場合 伊那市障害者虐待防止センター (з 2 2 【様式4】 市の虐待担当者よ 【様式3】 り、会に対して、 【様式3】 4 虐待の対応協力の 市の虐待担当 依頼をする。 市の虐待担当者 者より協力の より、【様式 依頼があった 3】を記入し、 【様式3】の 医療機関に虐待 回答欄に回答 の調査や対応の を記入。 協力を依頼する。 医療機関より、 · 長野県弁護士会上伊那在住会 市の虐待担当者 発信元へ電話 ・成年後見センター・リーガルサポートながの より医療機関に 連絡をし、市 (長野県司法書士会) 直接【様式3】 の虐待担当者 ・コスモスしなの(長野県行政書士会) を届ける。 が取りに行く。 3 【様式4】 主治医 市の虐待担当者から の依頼を受け、会で かかりつけ医 対応者を選出する。 対応者 弁護士、司法書士、行政書士

伊那市権利擁護情報共有シート(共有シート) 【様式1】

	相談	{日	·	年	月	月 ()	午前	· ·	午後	時
		所属	機関								
		フリ	ガナ								
相談者	日談字	氏	名								
(通報者)		住	所	Ŧ							
		電記	番号	()	_				
			の意図	柞	目談 ・ 訓	間査依頼 ・	被虐待者	の保護	• その他	. ()
	フリ;	ガナ									
	氏	名									
	住	所	伊那市	j							
被	電話番号)		_			
虚虐待	種類		□身個	本的虐待	□介護/	世話の放棄	(ネグレク	ト) 口心	理的虐待	□性的虐待	
行者				斉的虐待	□虐待る	には言い切れ	ない不適	刃な状況	(,)
(虐待			誰から								
付を受	具体的(わかる	川台	いつ頃れ	から							
けて	でお願いす)	いしま	どんなん	ふうに							
いると			心配され	れること							
と思わる		在の様 身体状									
れる	身体所見	 1					家族	構成			
人			\odot		(
			$\sqrt{}$								
					\						
			·								
相談者は、□本人(被虐待者)から聞いた □関係者 () から聞いた											
情	報源とす	之人、		□身体	本状況(ある	ざ、栄養失調等	節)を見て推	測した			
	家族の丁		本人はこ	この相談	を、「] 承知して	いる 口	拒否してV	る □知	らせていない	
			家族は、	この相談	を、「] 承知して	いるロ	ー 拒否してレ	 いる □知	らせていない	

平日:午前8時30分から午後5時15分

・児童虐待の場合 子ども相談室 電話 72-0999

・高齢者虐待の場合 伊那市地域包括支援センター (高齢者福祉課内) 電話 96-8103

・障害者虐待の場合 伊那市障害者虐待防止センター (社会福祉課内) 電話 96-8122

土日・祝日・夜間 : 伊那市役所(宿・日直) 電話 78-4111

伊那市権利擁護情報共有シート(経過報告)

【様式2】

宛 先	医療機関の名和 及び所在り 電話番り 氏 名	地 号	発信元	伊那市役所 担 当 係 電話番号 担 当 者	課
				報告日:平成 年	月日()
	フリガナ		_		
被虐	氏 名				
待者	住 所	伊那市			
1	電話番号	()		_	
	種類	□身体的虐待 □介護/世話の放棄 □経済的虐待 □虐待とは言い切れ		、グレクト) □心理的虐 い不適切な状況(:待 □性的虐待
相談内容	〈概要〉				
	虐有	□ □事件(警察署対応) □要	一	友 (}離 □在宅サービス
	待の無			生活自立支援事業・成年後	
	有組織認中		4 111 =		X / G 197 X / 197 19
対応状況	〈概要〉	1			
協力内容					
		本人はこの報告を、 □ 承知してい	ハス	□拒否している [□ 知らせていない
本ノ	人、家族の了解	家族はこの報告を、			コ知らせていない コ知らせていない

伊那市権利擁護情報共有シート (医療機関への協力依頼) 【様式3】

宛先	医療機関の名和 及び所在り 電 話 番・ 氏	也	発信元	伊那市役 担 当 電 話 番 担 当	係 号	無			
	-		報告日	: 平成	年	月 日			
被	フリガナ 氏 名								
虐待者	住所	伊那市			電話番号()			
「虐待を	種類	□身体的虐待 □介護/世話の放棄 □経済的虐待 □虐待とは言い切え							
受けて	現在の様 (病状、身体状	*	T						
いると思われる人)	ると思われる。 される。								
相談內容等	□病状の確認□専門医受診		受診・往診時	の状況確認))			
回答									
本	人、家族の了解	本人はこの相談を、 □ 承知してV 家族はこの相談を、 □ 承知してV		否している	□知らせて				

※個人情報保護法において、生命または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的による制限、第三者提供の制限の例外に認められています。

伊那市権利擁護情報共有シート(法律関係者への協力依頼) 【様式4】

	専門職機関の 及び所					伊那市海担当			課	
宛先	電話看				発信元	電話	番号			
	氏	名				担当	首者			
						報告日:	平成	年	月	
	フリガナ							-		
	氏 名									
被虐	住 所	伊那市					電話番	:号()
待 者	## VE	□身体的虐待	□介護/	世話の放棄	(ネグレクト	ト) □心	理的虐待	□性的層	皇待	
(虐	種類	□経済的虐待	□虐待と	は言い切れ	ない不適切	な状況(
待	現在の様子(病状、身体状況等)				家族構成				
思われる人)を受けていると										
心わて										
れるいる										
人と										
1 12										
相談										
内容										
容等										
回										
答										
本人	、家族の了解	本人はこの相談を、		承知してい	る □拒	否している	□知	らせていな	٧١	
7,7	<i>√ √ √ √ √ √ √ √ √ √</i>	家族はこの相談を、		承知してい	る □拒	否している	□知	らせていな	V \	

3 関係機関の役割

この章では、ネットワークの一員を担っている各機関の概要とネットワークで期待される役割について紹介します。

(1) 民生・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の 立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、 「児童委員」を兼ねています。

民生・児童委員は、地域でさまざまな相談をキャッチできる立場です。虐待等の相談を受けたり、虐待を見かけた場合には、担当部署に連絡することが求められます。 <期待される役割>

- ・虐待等の相談があった場合に担当部署への連絡
- ・地域での見守り

(2) 医療機関

医療機関は、医療法で規定された、病院・医院、歯科医院、薬局、その他の医療を提供する施設をいいます。医療機関では、被虐待者と対面する機会が多く、虐待の発見ができる立場になり得ます。医学的診断を行うとともに、虐待が疑われるケースがあった場合には、早めの通報が求められます。また、被虐待者の状況確認、深刻な虐待の場合であれば、保護のための入院について担当部署と連携することも求められます。

<期待される役割>

- ・医学的観点による虐待の疑いの判断、担当部署への通報
- ・被虐待者の治療
- ・被虐待者の支援のための医療状況等の確認、連携、医学的なアドバイス
- ・深刻な虐待ケースの場合には、保護、分離のための入院の検討

(3) 伊那市地域見守りネットワーク

伊那市地域見守りネットワークは、業務を通じて高齢者や障害者等と接することの多い、電気・ガス・水道・郵便・新聞・宅配等の事業者が、安否の確認を行ったり、支援を必要とする高齢者や障害者等を把握した場合、状況により当該事項を市等に通報することにより早期に安否確認や支援を行うことを目的としています。虐待と思われるケースがあった場合、同様に通報することが求められます。

詳細については、資料編にガイドライン等を掲載しますので参照してください。 平成29年1月末現在、9業種54事業所と協定を結んでいます。

<期待される役割>

・虐待等の相談があった場合に担当部署への通報

(4) 法務局

法務局は、不動産である土地と建物や会社の登記等を扱っています。また、業務の 中には人権擁護事務も行っており、人権相談で虐待等を扱っています。

<期待される役割>

・虐待等の相談があった場合に担当部署への通報、連携

(5) 警察署

警察は、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防等を行っています。虐待については、被虐待者からの相談があったり、暴行等から虐待の把握を行うことができたり、対応をすることがあります。また、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法では、警察署長に対する援助要請等が認められています。

<期待される役割>

- ・虐待等の相談があった場合に担当部署への通報、連携
- ・立入調査や保護分離を実施する場合の立会い
- ・事件性が高いケースについての対応

(6) 福祉サービス事業所

福祉サービス事業所は、介護保険法によるサービスや障害者総合支援法によるサービスを提供しています。被虐待者が福祉サービスを利用している場合、事業所の職員は、相談を受けたり、職員が身体の異変に気付き、虐待を察知し、通報することができます。また、サービスを利用することで被虐待者の見守りができる立場にもなります。

サービスの調整、支援計画を立てる立場として、高齢者では介護支援専門員が、 障害者では相談支援専門員が、虐待への対応として担当部署と連携して、サービス の調整を進めます。

施設においては、保護分離のためにやむを得ない事由による措置を行った場合の受入 に協力をする場合があります。

<期待される役割>

- ・虐待等の相談があった場合に担当部署への通報、連携
- ・被虐待者の利用しているサービスの調整、見守り
- ・保護分離のためにやむを得ない事由による措置を行った場合の受入の協力

(7) 伊那市社会福祉協議会(上伊那成年後見センター)

社会福祉協議会では、福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。伊那市 社会福祉協議会ではふれあい相談センター事業を実施しており、高齢者や障害者の権 利擁護の相談もあります。平成23年4月には伊那市社会福祉協議会内に上伊那成年 後見センターを設立し、成年後見制度の法人後見の受任を行っています。

<期待される役割>

- ・虐待等の相談があった場合に担当部署への通報、連携
- ・経済的虐待から守るために、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度を利用した場合の後見人等の受任

(8) 伊那保健福祉事務所

保健福祉事務所は、保健・医療・福祉の総合的な相談窓口です。施設等の指導を行っているため、施設従事者等による虐待が発生した場合には、連携し、県が指定している施設等への指導を行うことになります。

<期待される役割>

- ・施設従事者等による虐待が発生した場合の連携
- ・施設への指導等

(9) 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ

上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあは、上伊那圏域で暮らす障害児者が、安心できるよりよい暮らしを実現するため、専門性の高い相談支援事業を行うコーディネーター等を配置し、面接・電話・訪問等により次のとおり各種支援を行っています。

- ・保健・福祉サービス利用の援助、調整
- ・地域における生活全般に関する相談支援
- 就業に関する相談支援
- 療育支援
- ・その他、相談者等の要請に基づく支援

<期待される役割>

- ・障害児者虐待の相談、各種相談の中で虐待ケースを発見した場合に担当部署への 通報
- ・通報後の支援に対する協力

(10) 労働基準監督署

労働基準監督署は、賃金不払残業や最低賃金を下回る雇用等、労働基準関係法令が 守られていない会社を監督、指導するための機関です。使用者による障害者虐待の 場合には、労働基準監督署と連携して対応を進めることになります。

<期待される役割>

・使用者による障害者虐待の対応、担当部署との連携

(11) 年金事務所

年金事務所は、国民年金業務、厚生年金業務、年金相談などの地域に密着した対人業 務を行っています。

経済的虐待のケースでは、年金を受給しているかの確認する場合には、老人福祉法等 に基づいて調査をすることがあり、年金事務所との連携をしていきます。

<期待される役割>

・経済的虐待が疑われるケースの場合に、年金の受給等を確認する調査の協力、 連携

(12) 専門職機関

長野県弁護士会

リーガルサポートながの(長野県司法書士会)

コスモスしなの (長野県行政書士会)

ぱあとなあながの(長野県社会福祉士会)

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の各職能団体は、権利擁護に関する相談、 成年後見制度の受任等のために活動を行っています。専門的なアドバイスを行いな がら対応を進めたり、成年後見制度利用になった場合には受任等について相談しま す。

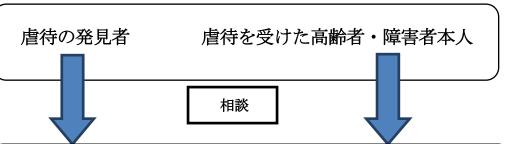
<期待される役割>

- 専門的なアドバイス
- ・虐待等の相談があった場合に担当部署への通報、連携
- ・経済的虐待から守るために、成年後見制度を利用した場合の後見人等の 受任

4 虐待の発見から支援

この章では、虐待の発見から支援の流れ等について説明します。

(1) 相談・通報の流れ



地域包括支援センター・

障害者虐待防止センター

電話:96-8103

電話:96-8122

土日・祝日・夜間:伊那市役所(宿・日直)電話:78-4111

安全の確認、事実の確認を行うための協議

- ・虐待の状況、高齢者・障害者本人の情報、虐待者の状況、家族関係などの情報を集め、事実確認の方針決定する。
- ・安全と事実の確認のための訪問調査する。
- ・訪問調査ができず、生命や身体の安全確認ができない場合、立入調査の実施 する。

ケア会議

- ・担当者が集まり、情報収集や事実確認の状況を話し合う。
- ・虐待の有無、緊急性の判断の検討。本人の生命や身体を守るために、虐待者 から保護し、分離するための方法の検討など、今後の支援方針を決定する。
- ・福祉サービスの利用、成年後見制度の利用を検討する。



支援の計画・実施

- ・ケア会議で決まった方針をもとに、支援計画を立て、実施する。
- ・他機関と連携し、支援を行っていく。
- ・高齢者・障害者本人だけでなく、養護者の支援をする。



状況の確認・計画の見直し

- ・支援計画の実施状況を確認し、虐待が解消されているか、対応を終了して良いか確認する。
- ・解消されていない場合、計画を見直し、支援の継続をする。

(2) 虐待が疑われる場合のサイン

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。 複数のものに当てはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。 最重度、重度~中等度に該当する、複数当てはまる場合は、担当者へご相談ください。

	確認項目	サイン	緊急度				
	外傷等	不自然な頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥そう					
身体の状	全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁	最重				
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状	度				
態	<u>栄養状態等</u>	<u>栄養失調</u> 、低栄養・低血糖の疑い					
けが	あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ	重度				
等	体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ	\ 中				
	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え	等 度				
生活	衣服の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着					
がが、	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪					
況	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠					
	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言					
話 の 内	<u>保護の訴え</u>	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」 などの発言	最 重 度				
容	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す					
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする					
表	おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる					
情	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応					
態度	態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化					
適	適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない					
切な士	入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し					
支 援	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう					
養	支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある	-				
護者の	<u>保護の訴え</u>	虐待者が被虐待者の保護を求めている	最 重 度				
態度	被虐待者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的					
等	精神状態	不安定					

(社団法人日本社会福祉士会 作成を参考に作成)

※虐待が発生している場合、虐待をしている人、受けている人が自覚しているかどうかは問いません。

※虐待が疑われる場合の通報は、刑法 秘密漏示罪の規定、その他の守秘義務に関する法律の規定を妨げるものと解釈してはならないとされています。

(児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法に規定されています)

(3) サインに気づいたら

虐待を受けたと思われる高齢者・障害者を発見し、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、通報しなければいけません(通報の義務)。また、虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、通報するように努めなければいけません(努力義務)。 虐待の有無は、相談を受けてから担当者が確認します。判断は、虐待を受けている本人、している側の自覚は問いません。当事者の権利が客観的に侵害されているか、どうかで虐待にあたるか判断を行いますので、虐待に気づいたら、高齢者の場合は「地域包括支援センター」、障害者の場合は「障害者虐待防止センター」にご相談ください。早急の通報が、最悪の事態を防ぐ第一歩になります。

ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。また、通報者が施設の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。

(4) 相談、通報を受けての対応

・養護者による虐待の場合

虐待の相談や通報を受けて、各センターが情報収集をして、センター内の担当職員、 課長等を含めた話し合いを行い、事実確認についての方針を決定し、訪問調査、調 査に協力してもらえない場合には法に基づいた立入調査を行いながら事実確認を します。事実確認後には、会議を行い、虐待の有無、緊急性の判断を行い、被虐待 者の保護や虐待者からの分離、利用できるサービスの検討を行い、支援の方針を決 定します。必要に応じ、関係機関にも協力をお願いしながら被虐待者の安全の確保 に努めていきます。

虐待対応は一時的に安全が確保されればいいというものではなく、虐待の要因等を 考えながら適切な支援を行い、再発の防止に取組みます。その後は、様子を見なが ら評価を行い、虐待への対応が必要かどうかを見極めながら対応していきます。

・施設従事者等による虐待の場合

情報を収集し、センター内で事実確認について方針の決定、施設へ調査協力を求めます。その後、虐待有無、緊急性の判断をします。虐待と判断した場合は、文書により今後どのように改善していくのか提出を求め、その後取り組みが実施されているか、確認を行っていきます。

使用者虐待の場合

長野県に報告を行い、県から長野労働局(労働基準監督署、ハローワーク含む) へ報告します。労働局では、県と連携を図りつつ対応を行っていきます。

(5) 養護者への支援

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法では、虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者・障害者の保護のため、当事者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行う事、そして、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を行

うことが規定されています。

虐待の原因の一つは、養護者の疲れからくることがあります。熱心に介護している中で、介護の負担が大きくなり、1人で抱え込んでしまったり、虐待をしている側の家族や、養護者自身にも支援が必要なケースが少なくありません。それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合は、養護者支援に取り組んでいきます。

介護疲れは悩みを話すことによって、発散できることがあります。高齢者の場合は、介護の悩み、イライラ、どうしようない不安などを話すことができる場として、おしゃべりカフェ「オレンジ」があります。障害者の場合は、障がい者総合支援センター「きらりあ」やサービスを利用している方は、相談支援専門員の悩みを相談することができます。

また、介護者が知らず知らずのうちに、不適切な介護状況により、高齢者、障害者の権利が侵害されている場合もあります。高齢者・障害者虐待防止法は、虐待者を罰するものではありません。不適切な状態になっている場合については、介護者と関係を築きながら、適切な介護方法について伝えていきます。

そして、周囲の人達が介護、認知症、障害について理解があれば、家族の心身の 負担が軽減されることもあります。介護が必要な高齢者、障害者がいる家族が孤立 しないように、地域であたたかく見守り、声をかけることが大切です。

(6) セルフネグレクト(自己放任)

セルフネグレクト(自己放任)とは、体調や衛生管理、飲食等の生活上するべきことをしない、又は認知症やうつ状態や精神疾患等で生活に関する能力や意欲が低下したため、安全や健康を脅かされる状態をいいます。セルフネグレクトは、虐待の5種類のいずれにも該当しませんが、当事者の権利利益が客観的に侵害されている状態ですので、虐待に準じた対応が求められています。

【具体的な例】

- ・必要な食事をとらない。
- ・医療を拒否する。
- ・自分や周囲を衛生的な状態に保てず、不衛生な環境で生活を続ける。

基本は、当事者の自己決定を尊重し、当事者と信頼関係を構築し、働きかけていきますが、伊那市では、支援が必要なセルフネグレクトの状態として、以下の4点を考慮し、支援が必要な状態かどうかを総合的に判断して、虐待に準じた対応を行います。

- ① 判断能力が低下した状態かどうか
- ② 当事者の健康状態影響が出ているかどうか
- ③ 近隣との深刻なトラブルになっているかどうか
- ④ その他の理由

資 料 編

- ○伊那市ネットワーク連絡協議会要綱(資料1)
- ○伊那市地域見守りネットワーク事業(資料2)
- ○高齢者虐待防止法
- ○障害者虐待防止法

平成28年伊那市告示第157号

伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会要綱を次のように定めます。

平成28年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)が受ける虐待その他権利侵害に対し、関係機関等と連携し、その防止及び適正な支援等に資するため、伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 高齢者等の権利擁護の普及啓発に関すること
- (2) 高齢者等の権利擁護及び成年後見制度の利用に係る相談及び支援に関すること
- (3) 高齢者等への虐待及び高齢者等の消費者被害の防止に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者等の権利擁護の推進に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 保健、医療、福祉関係者
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された委員の任期は、その在職期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び協議会の委員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

伊那市地域見守りネットワーク事業 ≪通報等ガイドライン≫

発見、通報の基準例(1)

【外観から見た異変】

- ◆ 郵便物や新聞が、ポストにたまっている状態が続いている。
- ◆ 同じ洗濯物が、干されたままの状態が続いている。
- ◆ 夜なのに、室内の電灯がついていない状態が続いている。
- ◆ 雨戸が閉まったままの状態が続いている。
- ◆ 玄関のドアなどが、開いたままの状態が続いている。
- ◆ 通勤・通学用の自転車等が、使用されていない状態が続いている。
- ◆ 検針票をいつも手渡す人に、会えない状態が続いている。
- ◆ 庭の手入れやゴミの処理がされていない状態が続いている。
- ◆ 各種メーターの数値が、通常時より極端に多少な状態である。
- ◆ ペットの様子がいつもと異なる。(衰弱している。凶暴化している。)
- ◆ 異臭・異音がする状態である。
- ◆ その他

発見、通報の基準例(2)

【対象者の姿等から見た異変】

- ◆ 倒れていたり、座り込んだまま、呼びかけに応じない状態である。
- ◆ 以前と比べて、歩行をはじめとした動作が不自由になっている。
- ◆ 極端にやせている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザがある。
- ◆ 夏でも厚着している。体や服が異常に汚れている。
- ◆ 同じ話を繰り返す。話を聴こうとしないで一方的に話す。
- ◆ つじつまの合わない話をする。伝えたばかりのことを忘れる。
- ◆ 無表情で話をしたがらない、ふさぎ込んだ様子である。
- ◆ 緊急連絡先を言いたがらない。
- ◆ 以前と比べて、意思疎通が困難になった。
- ◆ 本人、または家族の怒鳴り声が聞こえる。
- ◆ 本人、または部屋全体に尿などの異臭がする。
- ◆ 部屋の中や家の周りが異常に散らかっている。
- ◆ 買ったばかりの羽毛布団や大量の健康食品が置いてある。
- ◆ 不審な人の出入りを見かける。
- ◆ その他

伊那市役所 通報先 一覧

◆平日(午前8:30~午後5:15)

·高齢者福祉課 (TEL:0265-96-8101 直通)

•社会福祉課 (TEL:0265-96-8121 直通)

●高遠町市民福祉課 (TEL:0265-94-3696 直通)

■長谷市民健福祉課 (TEL:0265-98-1144 直通)

◆土•日•祝日、夜間

·伊那市役所《宿·日直》(TEL:0265-78-4111)

担当者

◆緊急

(協定書 第3条)

◆…生命の保護の観点から、**緊急**を要する事態・・・ □ **直接通報** (例)

B:対象者が明らかに死亡している。 □ 警察署(110)

*消防署、警察署に通報したときは、その後、市役所にもご連絡ください。

通報の内容

- 1 通報者の事業所名および通報者氏名
- 2 対象者(要支援者)の住所、氏名(わかる範囲で)
 - *住所、氏名等が不明のときは、異変発生場所近辺で目印となる 建物等をお知らせください。
- 3 異変の状況および異変確認日時

通報の流れ

